

高い濃度の放射性セシウムが付着した米について

1 いわき市

(1) 検査対象

旧磐崎村の生産者（1戸）が生産した玄米（ふるい下米）

(2) 検査結果

検査区分	検査実施数	検査結果
全量全袋検査 (10/11～10/13)	256袋	スクリーニングレベル超 1袋 スクリーニングレベル以下 255袋
ゲルマニウム半導体 検出器での検査	1袋	洗浄前の検体 33, 84, 99Bq/kg※1 洗浄後の検体 23Bq/kg※2

※1 同一米袋から3検体を採取して測定

※2 3検体を混合して1検体を採取し測定

(3) 原因

いわき市の生産者は、双葉町から許可を得て持ち出したもみすり機を使用して米の調製を行っており、今回検査した米は、このもみすり機を使用して初めて調製を行ったロットから発生したふるい下米であった。

もみすり機による汚染が疑われたことから、米を洗浄して検査した結果、放射性セシウムの濃度は大きく低下した。

このため、もみすり機の清掃が十分でなかったことにより、もみすり機に存在していた放射性セシウムが玄米に付着したことが原因であることが分かった。

2 南相馬市

(1) 検査対象

旧太田村の生産者（1戸）が生産した玄米

(2) 検査結果

検査区分	検査実施数	検査結果
全量全袋検査	15袋	スクリーニングレベル超 1袋 スクリーニングレベル以下 14袋
ゲルマニウム半導体 検出器での検査	1袋	洗浄前の検体 110Bq/kg 洗浄後の検体 17Bq/kg

(3) 原因

南相馬市の生産者が生産した米は、前年使用していない農機具を使用して乾燥・調製を行っており、放射性物質の濃度が高かったものが1袋のみであったことから、農機具による汚染が疑われたため、米を洗浄して検査した結果、放射性セシウムの濃度は大きく低下した。

これらの結果から、農機具等の清掃が十分でなかったことにより、農機具に存在していた放射性セシウムが玄米に付着したことが原因であることが分かった。

3 対応

基準値を超過していないが、生産者は当該米袋を廃棄することとしている。

緊急時モニタリング検査結果について(福島県・穀類)

放射性セシウム
2品中
100Bq/kgを超えるもの0品

No	場所	採取日時	試料の種類	測定結果		
				セシウム-134 (Bq/kg)	セシウム-137 (Bq/kg)	合算値 (Bq/kg)
1	いわき市(旧磐崎村)	H24.10.15	玄米	9.50	13.1	23
2	南相馬市(旧太田村)	H24.10.15	玄米	6.46	10.1	17

食品衛生法における一般食品の基準値 セシウム:100Bq/kg(セシウム-134、セシウム-137の合算値)

※合算値:セシウム-134とセシウム-137の合算値については、有効数字2桁(上位から3桁目を四捨五入したもの)で記載しています。